わかりやすい「エネ革税制」の手引き

新築・既築建物の「窓装置」だけでなく、
既築建物であれば「窓ガラス」に対しても
適用されます。

えっ、複層ガラスのビルに、優遇税制！

適用期間

平成20年4月1日
〜
平成22年3月31日

板硝子協会

2008年　4月
発行／板硝子協会
〒100-0005　東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
新国際ビル243　TEL.03-3212-8631
FAX.03-3216-3726
ホームページアドレス　http://www.itakyo.or.jp

西山デザインアソシエイツ 08.5.4,000

「複層ガラス」をビルに使用すると、エネ革税制による投資減税制度が適用されます。

1 適用対象設備

建物[a]の窓面積の90%以上の部分に**規定の断熱性能**[b]を満たす『窓装置』を、設置した場合、その『窓装置』に対して、**エネ革税制**[c]の適用が受けられます。

既存建物[a']の窓ガラス面積の90%以上の部分に**規定の断熱・遮熱性能**[b']を満たす『窓ガラス』を、設置した場合、その『窓ガラス』に対して、**エネ革税制**[c]の適用が受けられます。

2 優遇税制の内容

下記のいずれか一方を選択できます。

❶ **基準取得価額**[d]の7%相当額の税額控除。

❷ 普通償却に加えて**基準取得価額**[d]の30%相当額を限度として必要経費または損金に算入できる特別償却。

3 適用を受けることができる方

・当エネ革税制の適用を受けることができるのは、対象設備を**取得**[e]し、その1年以内に**事業の用に供した**[f]個人および**法人**[g]であるお施主様で、青色申告書を提出される方です。

・基本的には純粋な民間企業が対象（官公庁、第3セクター企業は対象外）です。

・また、「2－❶税額控除」の適用を選択できるのは、**中小企業者**[h]または農業組合等に限定されます。

4 適用期間

平成20年4月1日
〜
平成22年3月31日

---

a 建物

《対象の建物》

「建物」とは、オフィスビル、工場、病院および学校（私立）、ホテル（民間）など産業設備として利用されるもので、電力、通信等の公共性の高い企業の「建物」でも、純粋な民間企業であれば対象物となります。（新築・既築は問いません）

a' 既存建物

対象としてはaと同じですが、既築のものに限られます。

《対象外の建物》

賃貸・分譲住宅、個人住宅など、住居として利用されるものおよび、公共建築物（官公庁舎、国立病院および学校、特養老人ホーム、年金事業団等の宿泊施設など）は対象として除かれます。

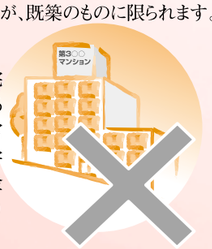

b 規定の断熱性能

規定の断熱性能を満たすサッシとガラスの組み合せ代表例は以下のようなものです。

❶ 北海道を除く全国の場合

サッシ	ガラス
H-3（m²・K/W）断熱サッシ JIS A4706 断熱性能等級 <1996新等級表示>	空気層6mm以上の複層ガラス
上記断熱性等級に対応する熱貫流抵抗 0.287（m²・K/W）以上 {0.33}（m²・h・C/kcal）以上	上記ガラスの熱貫流抵抗 0.29（m²・K/W）以上 {0.34}（m²・h・C/kcal）以上

＋

※通常のアルミサッシを使用した場合は空気層10mm以上の複層ガラスもしくは空気層6mm以上の高断熱複層ガラス（LOW-Eガラスを使用した複層ガラス）を組み合せること。

❷ 北海道の場合（断熱サッシを使用し、かつ高断熱複層ガラスを使用する）

サッシ	ガラス
H-4（m²・K/W）断熱サッシ 1996新等級表示	空気層6mm以上の高断熱複層ガラス LOW-Eガラスを使用した複層ガラス
上記断熱性等級に対応する熱貫流抵抗 0.344（m²・K/W）以上 {0.40}（m²・h・C/kcal）以上	上記ガラスの熱貫流抵抗 0.37（m²・K/W）以上 {0.43}（m²・h・C/kcal）以上

＋

b' 規定の断熱・遮熱性能

規定の断熱・遮熱性能を満たす窓ガラスは以下のようなものです。

1. 北海道を除く全国の場合
   JIS R3209の区分U2（ガラスの熱貫流抵抗0.31（m²・K/W）以上）もしくは、JIS R3209の区分U1かつE4（ガラスの熱貫流抵抗0.25（m²・K/W）以上であり、かつ日射熱除去率が0.35（1-μ）以上）
2. 北海道の場合
   JIS R3209の区分U3ー2（ガラスの熱貫流抵抗0.43（m²・K/W）以上）

c エネ革税制

「省エネルギー投資減税制度」は国の省エネ促進策の一環として昭和56年から開始され、ほぼ2年ごとに形を変えて実施されています。
「エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）」はエネルギーの需要面（エネルギー消費の過半を占める産業部門、近年高水準の伸び率を示している民生・運輸部門等）の省エネルギーの推進と、エネルギー供給面（電力需要増大・CO_2の排出削減等地球環境問題への対応、エネルギー源の多様化及び分散化等）の平準化・安定化を図るため平成4年に創設され、その後2年毎に更新されて現在平成20年4月1日から平成22年3月31日まで延長されています。

d 基準取得価額

対象の「建物」の高断熱窓装置に対するお施主様の発注価額で、サッシおよびガラスの製品代に取付け工事費、運賃等の諸経費を加えた総額です。ただし、出入口に関する取得価額は除きます。

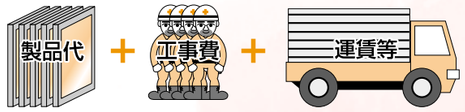

e 取得

「取得」した日とは、対象設備の所有権を移転し、引き渡しを完了した日を示します。

f 事業の用に供した

「その設備の本来の用途・用法に従い現実に使用を開始した」ことを意味します。

g 法人

「法人」には、法人税法にいう人格のない社団等、すなわち法人ではない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあるものも含みます。

h 中小企業者

個人の場合： 常時使用する従業員の数が千人以下の個人。

法人の場合： 資本もしくは出資の金額が3億円以下の法人（人格のない社団等を含む）の内、次に掲げる法人以外の法人または、資本もしくは出資を有しない法人の内、常時使用する従業員の数が300人以下の法人。

一　その発行済株式の総数または、出資金額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本もしくは出資の金額が3億円を越える法人または、資本もしくは出資を有しない法人内、常時使用する従業員の数が300人を越える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。）の所有に属している法人。

ニ　上記の法人以外で、その発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人。

窓装置や窓ガラスをどういった仕様にすれば「エネ革税制」の対象になるか? まず、ご相談ください。

5 税務申告までの流れ

① ご相談 → ② 証明書発行のご依頼 → ③ 証明書の取得 → ④ 申告手続き

①ご相談

●お施主様の建物の窓装置もしくは窓ガラスが「エネ革税制」の対象になるのか? また、どういった仕様にすれば対象となるのか?
窓装置もしくは窓ガラスを納入する「元請建設業者」あるいは、「施工業者」、「サッシ・ガラスメーカー」等にご相談ください。

②証明書発行のご依頼

●ご依頼を受けた「元請建設業者」あるいは「サッシ・ガラスメーカー」等は、
(a)証明書に必要な事項を記入
(b)必要図面類(立面図・平面図・サッシ詳細図等)を添付
して、「板硝子協会」または「(社)日本サッシ協会」に提出。

③証明書の取得

●「板硝子協会」または「(社)日本サッシ協会」は、内容を審査後証明書を発行します。

④申告手続き

(1)「税額控除」の適用を申告する場合(中小企業者等)

Ⓐ 供用年[青色申告書]にその控除を受ける金額を記載
＋
Ⓑ [明細書]にその金額の計算に関する明細を記載〈別表六(七)〉
＋
Ⓒ いつ取得し、いつから事業のために利用したかがわかる納品書、契約書等
Ⓓ 取得価額の分かる見積書、契約書、領収書等
Ⓔ エネルギー需給構造改革推進設備仕様等証明書

(2)「特別償却」の適用を申告する場合(法人)

Ⓕ [確定申告書]
＋
Ⓖ 定率法 [償却限度額明細書]〈別表十六(二)〉
＋
Ⓗ [特別償却の付表]〈付表(一)〉
＋
Ⓒ いつ取得し、いつから事業のために利用したかがわかる納品書、契約書等
Ⓓ 取得価額の分かる見積書、契約書、領収書等
Ⓔ エネルギー需給構造改革推進設備仕様等証明書

or

定額法 [償却限度額明細書]〈別表十六(一)〉

Ⓔ「エネルギー需給構造改革推進設備仕様等証明書」発行の手続き

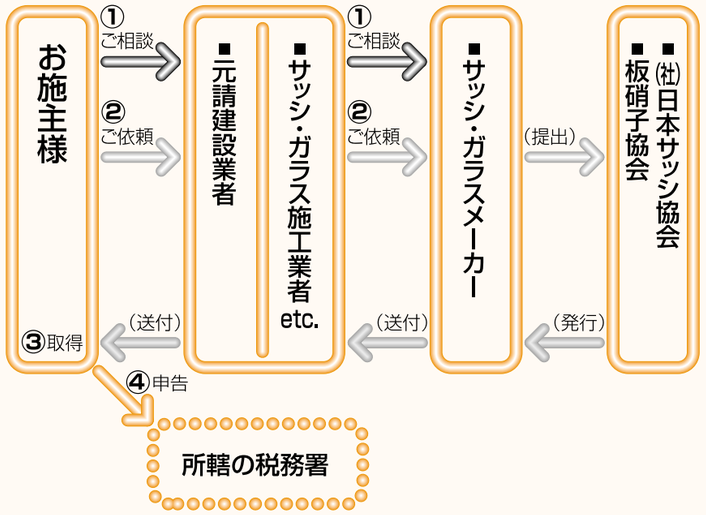

【お問い合わせ先】

板硝子協会
〒100-0005東京都千代田区丸ノ内3-4-1
新国際ビル243
TEL 03-3212-8631　FAX 03-3216-3726

(社)日本サッシ協会
〒105-0003東京都港区西新橋1-1-21
日本酒造会館

「（1）税額控除」の適用を申告する場合に添付する

Ⓑ 明細書 別表六（七）の記載例

Eホテル株式会社は、国内においてホテル業を営む資本金1億円の青色申告法人である。

当期（平成12年4月1日～平成13年3月31日）において租税特別措置法（以下「措置法」という）42条の5第1項1号に係る次のエネルギー有効利用付加設備等を事業の用に供し、これについてエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措置法42条の5第2項）の適用を受けることとした。

1. 取得した設備……高断熱窓装置
2. 取得年月日……平成12年5月1日
3. 事業の用に供した日……平成12年6月10日
4. 取得価格……96,000,000円
5. 当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「2」）……18,140,000円
6. 措置法42条の5第1項（特別償却）及び措置法52条の3第1項（準備金方式による特別償却）の適用は受けていない。
7. 当社の減価償却資産の償却方法は定率法を採用している。
8. 上記の設備は、平成4年大蔵省告示第57号に該当し、他の条件もすべて適法なものである。

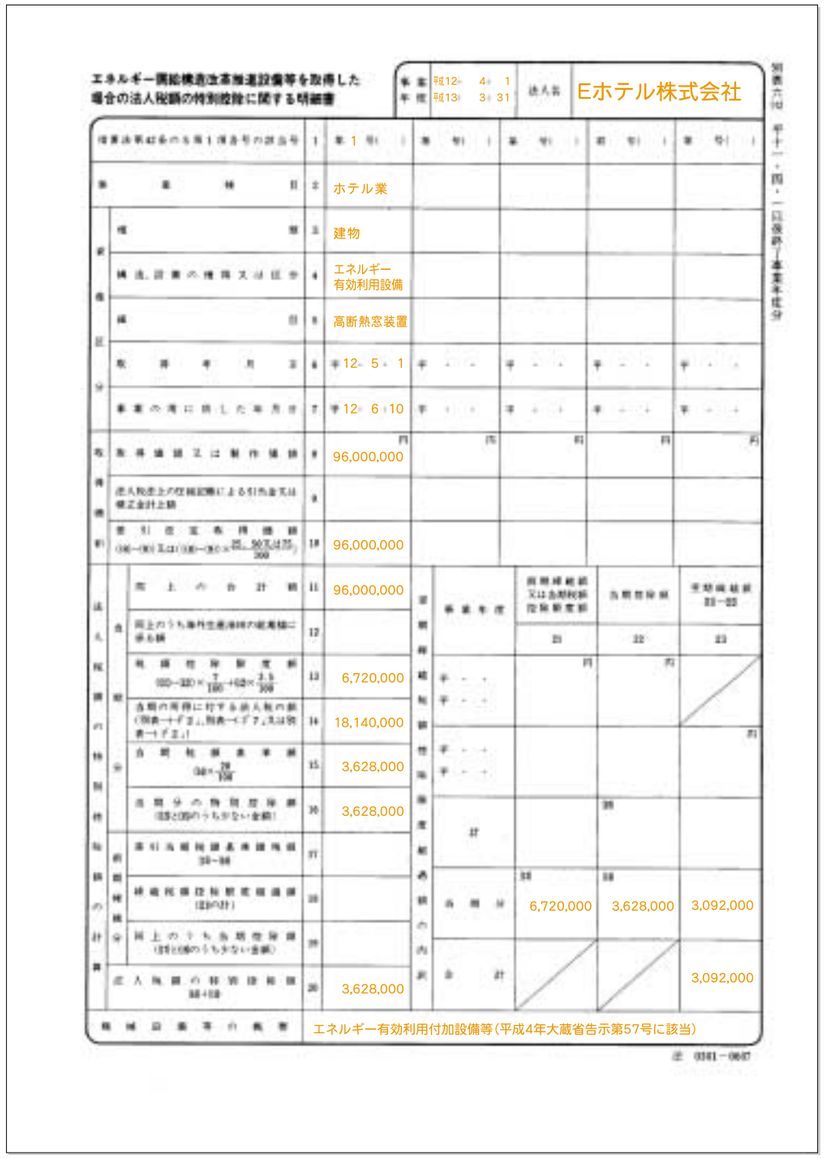

「（2）特別償却」定率法の適用を申告する場合に添付する

Ⓖ 明細書 別表十六（二）の記載例

Eホテル株式会社は、国内においてホテル業を営む資本金1億円の青色申告法人である。

当期（平成12年4月1日～平成13年3月31日）において租税特別措置法（以下「措置法」という）42条の5第1項1号に係わる次のエネルギー有効利用付加設備等を事業の用に供し、これについてエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（措置法42条の5第1項）の適用を受けることとした。

1. 取得した設備……高断熱窓装置
2. 取得年月日……平成12年5月1日
3. 事業の用に供した日……平成12年6月10日
4. 取得価格……96,000,000円
5. 措置法42条の5第2項（法人税額の特別控除）の適用は受けていない。
6. 当社の減価償却資産の償却方法は定率法を採用している。
7. 上記の設備は、平成4年大蔵省告示第57号に該当し、他の条件もすべて適法なものである。

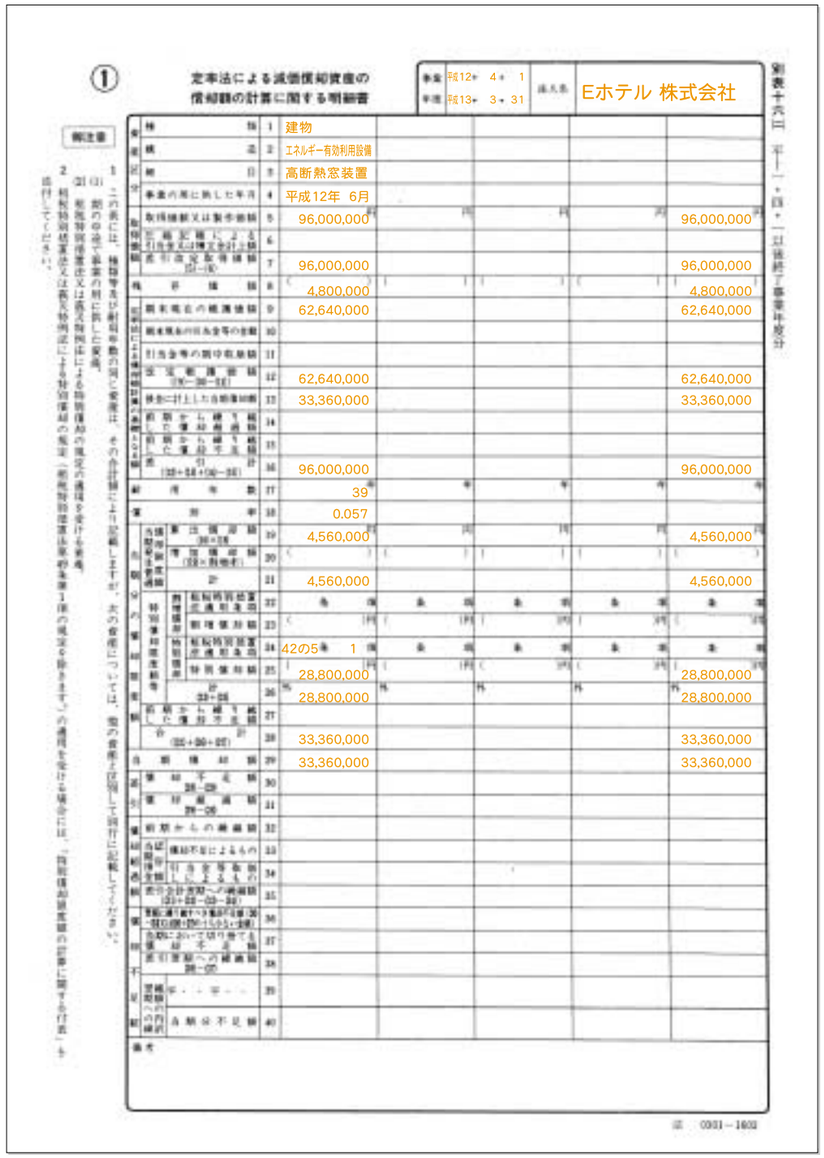

「（2）特別償却」の適用を申告する場合に添付する

Ⓗ 特別償却の付表（一）の記載例

エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却及び電子機器利用設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 （措法42の5①、措法42の6①、旧措法42の5①）

事業年度	平成12・4・1 平成13・3・31	法人名	Eホテル株式会社

特別償却の付表（一） 平・一・四・一以後終了事業年度分

特別償却の種類	1	42条の5第1項（1）号（ ） 42条の6第1項 旧42条の5第1項（ ）号（ ）	42条の5第1項（ ）号（ ） 42条の6第1項 旧42条の5第1項（ ）号（ ）	42条の5第1項（ ）号（ ） 42条の6第1項 旧42条の5第1項（ ）号（ ）
事業の種類	2	ホテル業		
（機械・装置の細目耐用年数表の番号） 対象設備の種類等	3	（ 31 ） エネルギー有効利用設備	（ ）	（ ）
対象設備の名称	4	高断熱窓装置		
設置した工場、事業所等の名称	5	Eホテル		
取得等年月日	6	平 12・5・1	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	7	平 13・6・10	平 ・ ・	平 ・ ・
購入先	8	A工務店		
取得価額	9	96,000,000円	円	円
取得価額の合計額が20億円を超えることによる修正取得価額	10	96,000,000		
基準取得価額割合	11	25、50、75又は100 / 100	25、50、75又は100 / 100	25、50、75又は100 / 100
基準取得価額（⑨又は⑩）×⑪	12	96,000,000円	円	円
特別償却率	13	15又は30 / 100	15又は30 / 100	15又は30 / 100
特別償却限度額 ⑫×⑬	14	28,800,000円	円	円
償却・準備金方式の区分	15	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等 〈指定告示名、告示番号〉〈別表番号、該当番号〉	16	（ 平4大蔵省告示57 ） （ 別表2 31 ）	（ ） （ ）	（ ） （ ）
適用要件等 事業の用に供した対象設備の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項		高断熱窓装置		

中小企業者の判定

発行済株式の総数又は出資金額	17		大規模法人の株式数等の明細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金額
常時使用する従業員の数	18	人		1		23	
大規模法人の株式数等の保有割合 第1順位の株式数又は出資金額 (23)	19					24	
保有割合 (23)/(17)	20	%				25	
大規模法人合計の株式数又は出資金額 (27)	21					26	
保有割合 (27)/(17)	22	%		計 (22)+(24)+(25)+(26)		27	

（法 0302－21）

板　硝　子　協　会	
整理番号	－ 2 － 10-2 －

エネルギー需給構造改革推進設備仕様等証明書

平成4年3月31日大蔵省告示第57号（一部改正）の別表2の	番　号	10-2
	名　称	高　断　熱　窓　ガ　ラ　ス

当該設備の概要	設備の名称	高　断　熱　窓　ガ　ラ　ス
	型式及び納入数量	
	製造番号	
	製造年月	平成　　年　　月
	納入年月	平成　　年　　月
	設置場所	（名　称）
		（所在地）

該当要件等	対象設備の機能	建物の開口部に設置される窓ガラス	1．該　当 2．非該当
		日本工業規格R3209の区分U2もしくはU1かつE4（北海道に設置されるものにあってはU3-2以上）のもの　断熱性等級＿＿＿＿	1．該　当 2．非該当
		建物窓面積の90%以上の部分に同時に設置　窓ガラス面積＿＿＿m² ／ 建物窓ガラス面積＿＿＿m²（　　階建）＝＿＿＿%	1．該　当 2．非該当
新規設備の当否			1．該　当 2．非該当

当該設備は上記の通りであることを証明します。

平成　　年　　月　　日

製造業者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

製造業者の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

板　硝　子　協　会　㊞

証　明　者＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

連絡先担当者＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号）

板　硝　子　協　会	
整理番号	－ 2 － 10-1 －

エネルギー需給構造改革推進設備仕様等証明書

平成4年3月31日大蔵省告示第57号（一部改正）の別表2の	番　号	10-1
	名　称	高　断　熱　窓　装　置

当該設備の概要	設備の名称	高　断　熱　窓　装　置
	型式及び納入数量	
	製造番号	
	製造年月	平成　　年　　月
	納入年月	平成　　年　　月
	設置場所	（名　称）
		（所在地）

該当要件等	対象設備の機能	建物の開口部に設置される窓装置	1．該　当 2．非該当
		日本工業規格A4706に規定する断熱性等級がH-3以上（北海道に設置されるものにあってはH-4以上）のもの　断熱性等級＿＿＿＿	1．該　当 2．非該当
		建物窓面積の90%以上の部分に同時に設置　窓装置面積＿＿＿m² ／ 建物窓面積＿＿＿m²（　　階建）＝＿＿＿%	1．該　当 2．非該当
新規設備の当否			1．該　当 2．非該当

当該設備は上記の通りであることを証明します。

平成　　年　　月　　日

製造業者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

製造業者の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

板　硝　子　協　会　㊞

証　明　者＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

連絡先担当者＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号）